

食事療養負担額および生活療養負担額の一部が改正されます



※3月21日現在の情報のため変更になる場合があります。

食材料費などの高騰が続いていることを考慮して、令和7年4月1日から食事療養負担額及び生活療養負担額のうち食事の提供に関わるものについて、1食につき20円引き上げとなりました。

ただし、非課税世帯は以下の通り

- 住民税非課税世帯に属する70歳以上の方で、前年の公的年金収入が80万円以下等は据え置き
- その他住民税非課税世帯に属する方については、1食につき10円の引き上げ

所得区分	食事療養標準負担額	
一般	1食 490円→510円	
指定難病患者または 小児慢性特定疾病児童	1食 280円→300円	
低所得【オ】 低所得Ⅱ（注1）	入院 90日以下	1食 230円→240円
	入院 90日超	1食 180円→190円
低所得Ⅰ（注2）	1食 110円	

所得区分	生活療養標準負担額	
	食費	
一般	1食 490円→510円	
管理栄養士等を配置していない 保険医療機関に入院している場合	1食 450円→470円	
低所得【オ】 低所得Ⅱ（注1）	入院 90日以下	1食 230円→240円
	入院 90日超	1食 180円→190円
低所得Ⅰ（注2）	1食 140円→150円	
境界層該当者（注3）	1食 110円	

（注1）低所得【オ】・低所得Ⅱは被保険者の住民税が非課税の場合。

（注2）低所得Ⅰは被保険者及び被扶養者全員の所得がない場合。

（注3）境界層該当者とは、限度額適用・標準報酬負担限度額認定の低所得者適用を受けることにより生活保護を必要としなくなる方。

各詳細については、当組合ホームページ掲載の「東実健保の給付内容一覧」をご参照ください。



問合せ

東京実業健康保険組合 審査第二課 TEL 03-3663-1361(代)

繁忙期に伴う届書の提出について

例年、4月は新規採用や退職による異動に伴い届書の提出が増加し、5月の連休前後においても各種届書の提出が集中します。通常期には届書の受付から2～3日後に決定通知書等を発送しているところですが、当該期間の前後は受付から処理までに一定の時間を要することが想定されるため、発送までに通常期より数日多くかかることがあります。

また、届書を提出いただく時期によっては、保険料の告知が翌々月になる場合があります。

なお、電子申請につきましては申請日と当組合受付日にズレが生じる場合もあることから、処理までに日数を要することがありますのでご了承ください。

迅速な対応に努めてまいります。ご理解くださいますようお願い申し上げます。

※届書の事前受付は行っておりません。事実発生日以降に提出してください。



問合せ

組合本部 適用課 TEL 03-3663-1361(代)
城南支部 適用係 TEL 03-5537-2400(代)

城西支部 適用係 TEL 03-3342-8821(代)
城北支部 適用係 TEL 03-3980-1501(代)